

一般

被災証明（非住家）２次調査
申請受け付けを始めます

☎ 税務課
☎ 32-1487

受付開始日

10月23日^⑤

受付時間

9時～12時、13時～16時
※土日祝日も受け付け可。

場所

ウイングまっばせ

対象

空き家・貸し家・倉庫・店舗・事務所などの非住家

必要書類

被災証明書（原本）、身分証明書、所有者または借主本人でない場合は委任状

一般

事前予約制
住宅用井戸の応急修理を支援

☎ 衛生環境課
☎ 32-1598

被災した住宅用井戸の応急修理費用を、一部支援します。

対象

次の全てを満たす人
① 井戸が飲用水を得る唯一の手段である（水道を利用していない）
② 井戸などに被害を受け、洗浄を実施したものの機能の回復が図られていないなど
※全壊は原則対象外。

対象箇所

井戸、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機、検査資材など、飲用水の取水に必要最小限度の部分

受付期限

12月25日^⑤

受付時間

9時～11時30分、13時～16時

場所

新館1階 専用ブース

限度額

75万7千円以内 / 世帯

事前予約方法

電話
※会場での事前予約はできません。

一般

市地域支え合いセンターを設置しています

☎ 市地域支え合いセンター
☎ 070-7891-7052

生活再建に向けての不安や困りごとに寄り添い、安心して暮らせる日常を取り戻せるよう、生活支援相談員がお手伝いします。相談も随時受け付けています。

相談方法

電話、市地域支え合いセンター窓口

場所

市地域支え合いセンター
（松橋町豊福 1786 サン・アビリティーズ内）

受付時間

9時～16時
※土日祝日、年末年始を除く

活動内容

① 見守り、巡回訪問
② 生活再建に向けた相談支援
③ 各種制度の案内、手続きの支援
④ 専門機関などへのつなぎ
⑤ 関係機関との連携

【号外】全戸配布版 第4報

ウキカラ



令和8年10月15日発行

地震発災から3カ月が経過しようとしています。これまでの間、水道や道路などの被災したインフラを国や県などのご支援により驚く速さで復旧につなげることができました。応急仮設住宅についても整備が進んでおり、第1期分の50戸はすでに入居いただいております。

また、生活再建に向けた各種手続きも順次始まっています。住まいやなりわいの再建に向けた各種手続きの窓口は市役所新館に集約しており、各種相談窓口も設置しています。生活再建に向け、困っていることや不安は、一人で抱え込まずお気軽に相談ください。

宇城市長 末松直洋

※携帯電話などから電話をかけるときは市外局番（0964）を付けてください

一般

災害見舞金
申請を受け付けています

☎ 社会福祉課
☎ 32-1387

対象

地震で次の被害を受けた人
① 死亡した人の遺族
② 住家が全焼、全壊した世帯
③ 住家が半焼、半壊した世帯
※令和8年熊本地震の支援制度を利用した場合は対象外。
（例）生活再建支援金、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅など

見舞金額

① 死亡 5万円
② 住家全焼、全壊 5万円
③ 住家半焼、半壊 3万円

申請期限

10月28日^⑥
※期限内に申請できない場合はご相談ください。

申請場所

市役所新館1階 第4会議室

一般

在宅避難者向け
支援物資の配布日時を変更しました

被災者への支援を継続しながら、地域のお店や事業者の利用を促し、地域経済の回復にもつなげていく観点から配布日時を変更しました。

配布日時

②④⑥ 10時～12時

配布場所

① 不知火防災拠点センター
② 松橋東防災拠点センター
③ 小川防災拠点センター
④ 豊野防災拠点センター

対象

市内居住者
※身分証明書の提示が必要です。

※支援物資の数には限りがあります。なくなり次第、配布を終了します。
※ご家族の人数分を上限として、譲り合ってご利用ください。
※配布内容や対象者は、今後の状況により変更する場合があります。

物資の受け取りが難しい場合は

物資が必要な人や、受け取りが難しい人は下記の連絡先にご相談ください。生活の状況を確認しながら物資の配達や必要な支援につなげます。
☎ NPO 法人 F ラボ ☎ 090-2465-0002

この号外は10月9日時点の情報を集約したものです。

令和8年熊本地震に関連した各種支援情報は市のホームページ、市公式LINEで随時更新しています。



市HP



市公式
LINE

【利用できる支援制度などを簡単検索「うき支援ナビ」】
罹災証明書の判定の結果に応じて活用できる各種支援制度などを簡単に探せる特設ページ「うき支援ナビ」を開設しています。ぜひご活用ください。



詳しくは
こちら

【裏面にも記事を掲載しています】

令和 8 年熊本地震

R8.10.9 現在

災害ごみ仮置き場開設日カレンダー

〒 衛生環境課 ☎ 32-1598

10/15
11/ 7

搬入時は「罹災証明書」、「被災証明書」、「罹災証明申請完了の控え」のいずれかを必ず持参してください。

○ 開設日

開設場所(市内 2 カ所)

仮置き場の開場時間

✕ 閉場日

- 旧豊野小学校跡地（豊野町糸石 3016 番地）
- 稲川グラウンド(小川町東小川 14 番地)

9：00～11：00
13：00～15：00

日	月	火	水	木	金	土
				15 ○ 稲川 ○ 豊野	16 ○ 稲川 ○ 豊野	17 ✕
18 ○ 稲川 ○ 豊野	19 ✕	20 ○ 稲川 ○ 豊野	21 ✕	22 ○ 稲川 ○ 豊野	23 ○ 稲川 ○ 豊野	24 ✕
25 ○ 稲川 ○ 豊野	26 ✕	27 ○ 豊野	28 ✕	29 ○ 稲川	30 ○ 稲川	31 ✕
11月 1 ✕	2 ○ 稲川 ○ 豊野	3 ✕	4 ○ 稲川 ○ 豊野	5 ✕	6 ○ 稲川 ○ 豊野	7 ○ 稲川 ○ 豊野

次の災害ごみを受け入れます。搬入は、必ず指定する区分ごとに分別してください。

- ①廃プラスチック

②木くず

③可燃系粗大

④処理困難物

⑤畳

⑥ガラス・陶磁器類

⑦蛍光灯

⑧石膏ボード

⑨スレート板

⑩瓦

⑪がれき・コンクリート

⑫金属類

⑬小型家電

⑭リサイクル家電

次の災害ごみは搬入できません。

- 解体業者による搬入物

■生活ごみ（生ごみなど）

■分別されていないリチウムイオン電池

■市外で発生したごみ

■液体

■危険なもの（ガスボンベ・灯油・農薬など）

■自費解体ごみ

■土砂

※ 11 月 8 日以降の日程は 11 月 1 日以降にお知らせします。

一般

災害ボランティアセンターへの
支援依頼はお急ぎください

〒 市社会福祉協議会
☎ 080-5063-9672
☎ 080-5063-9989

募集期限 10 月 31 日

※ボランティア活動の参加者は、継続して募集しています。

依頼できる内容

- ・被災した家財の搬出
- ・敷地内のがれき撤去 など



一般

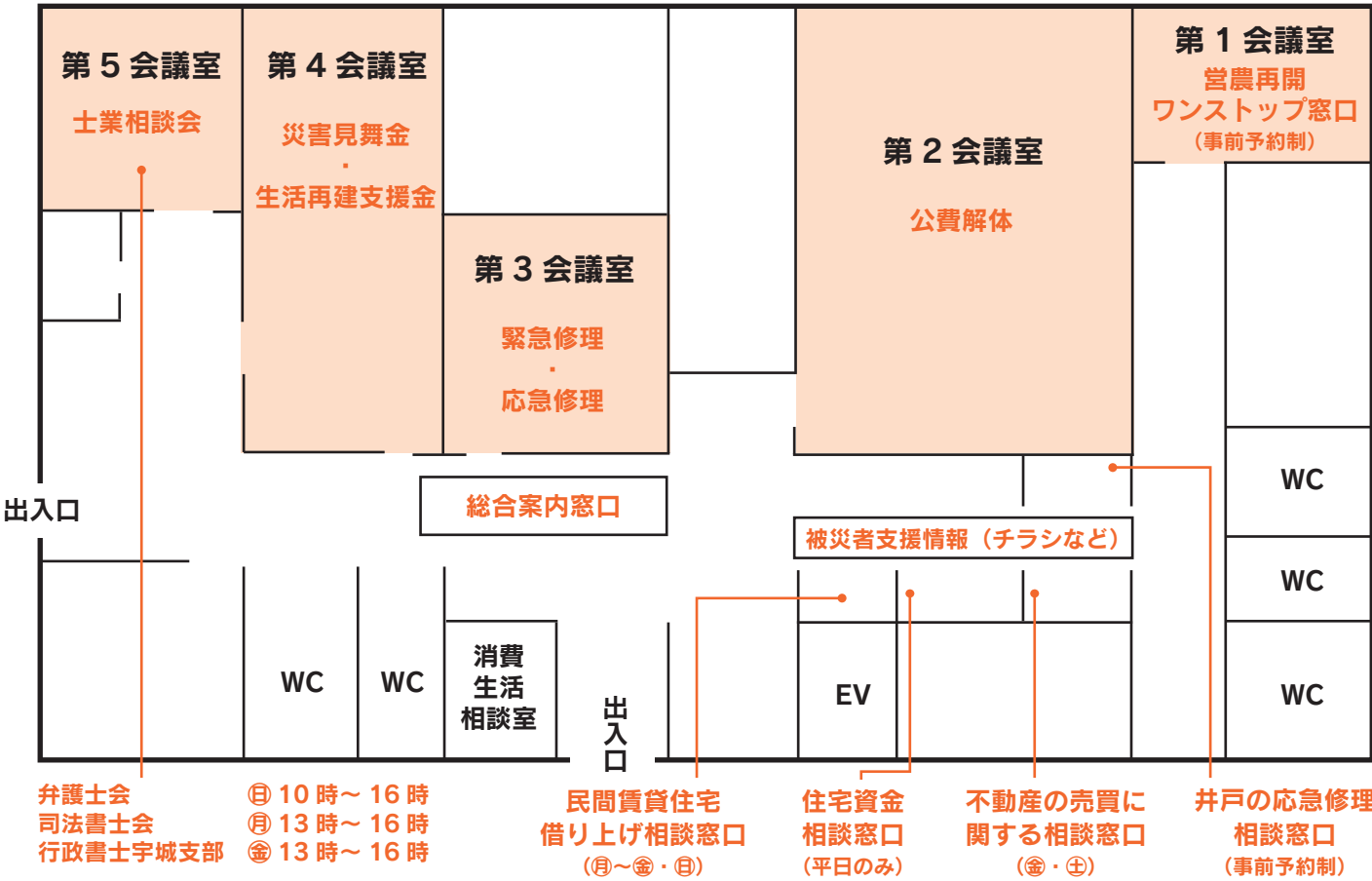
生活再建に向けた各種窓口のご案内

【被災者サポートダイヤル】
☎ 27-8002

【被災者支援総合窓口】
場所 市役所新館 1 階

■ 共通事項 ■

受付時間 9 時～12 時、13 時～16 時
※ 10 月、11 月は平日に加え、土日祝日も受け付け
※罹災証明書の申請窓口はウイングまっばせです。



農業

事前予約制 営農再開支援事業
申請受け付けを開始しています

〒 農政課
☎ 32-1641

地震で被害を受けた、農業用機械・施設（倉庫やハウスなど）の修繕・再取得などを支援します。

対象 被災した農業者（農業所得申告者など）

補助率 修繕・再取得 10 分の 9 以内
撤去 10 分の 8 以内

対象経費 農業用機械・施設（倉庫やハウスなど）の修繕・再取得・撤去など

申請場所 市役所新館 1 階 第 1 会議室

※相談・申請には、事前予約が必要です。
予約フォームまたは電話で予約してください。

申請予約
フォーム

